



地域安全ニュース

令和5年
1月号
(1月19日発行)

東近江警察署
防犯マスコットキャラクター
さんぼうくん

発行※東近江・愛知地区防犯自治会／情報提供※東近江警察署
事務局※東近江市防災危機管理課内 東近江市八日市緑町10番5号
TEL:0748-24-5617 IP:050-5801-5617 FAX:0748-24-0752

12
/
15

特殊詐欺被害防止啓発活動

～滋賀銀行八日市東支店と八日市郵便局で実施～

東近江警察署は、年金支給日の令和4年12月15日(木)に滋賀銀行八日市東支店と八日市郵便局で特殊詐欺被害防止の啓発活動を行いました。啓発活動には、当防犯自治会も参加し、「特殊詐欺が多発しています。被害にあわないよう注意してください。」などと声をかけ被害防止を呼びかけました。



◀ 郵便局での啓発活動の様子



▲ 滋賀銀行での啓発活動の様子

詐欺の多くは固定電話から始まっています

詐欺にだまされないための 3つの決め事 +1

【滋賀県警編】

- ① 自宅の電話は留守番設定に
- ② ATMで携帯電話を使わない
- ③ キャッシュカードを渡さない



+ 暗証番号を教えない



【東近江署編】

- ① 見えない相手は信じない
- ② 電話で、お金や暗証番号の話はしない
- ③ ATMへ行け、コンビニへ行けなど、相手の指示には従わない

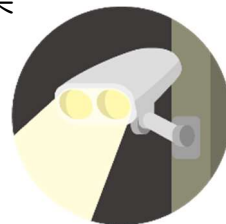


+ 動く前の相談

空き巣や事務所荒しなどの侵入窃盗犯罪の被害防止対策

- ▶ ごみ捨てなどのわずかな時間の外出でも必ず施錠する
- ▶ 補助錠やセンサーライト、防犯カメラなどの防犯機器を取り付ける

- 防犯カメラの設置には、「侵入窃盗犯罪の抑止と犯行後の証拠」「車へのいたずら防止」「外壁などへの落書き防止」などの効果が期待されます。
- 設置することで、安心感が得られる防犯カメラですが、防犯カメラに記録された映像は「個人情報」に該当するため、個人情報の取り扱いには十分注意する必要があります。



防犯カメラを設置したら、表示板を設置しましょう！



滋賀県警では、「防犯カメラの運用に関する指針」を定めており、その中で、防犯カメラを設置する際は、「設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置していることを明示する措置を講ずるものとする。」とされています。

防犯カメラを設置した場合は、「防犯カメラ設置中」や「防犯カメラ作動中」などの表示板を設置しましょう。

- ▶ 現金は必要最低限にし、わかりにくい場所に保管する
- ▶ 足場になりそうなものを窓の近くに置かない
- ▶ 店舗には現金を置いたままにしない



在宅中も注意が必要です。

留守の時だけ注意していれば良いというものではありません。在宅中でもスキを狙って侵入する「居空き」や、就寝中に侵入する「忍び込み」という手口にも注意が必要です。在宅中でも鍵をかけましょう。

12月中の犯罪発生状況（東近江警察署管内）

刑法犯認知件数 64件（うち窃盗犯 38件）

【12月中に被害届が受理された件数】

■主な犯罪の発生状況■

万引き	11件
侵入盗（空き巣など）	6件
オートバイ盗	3件
自転車盗	9件（うち無施錠 6件）

**自転車には
施錠する習慣を**

東近江警察署管内では、無施錠の自転車やオートバイが盗まれる被害や空き巣被害が発生しています。

短い時間でも確実に鍵をかけるとともに、貴重品は見えないところに保管してください。

